

令和7年6月12日 美郷町農業委員会会議録

令和7年6月12日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1 番	佐々木 定 廣	10 番	深 沢 靖
3 番	高 橋 広 樹	11 番	齋 藤 美由木
4 番	奥 山 秀 治	12 番	高 橋 国 広
6 番	深 田 秋 彦	13 番	佐々木 竜 孝
7 番	山 田 貞 子	16 番	細 井 千代文
8 番	高 橋 孝 人	17 番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 12名

2. 欠席委員は、次のとおり

2 番	継 田 竜 也
5 番	小 西 嘉 之
9 番	高 橋 一 平
14 番	加 藤 堅之助
15 番	高 橋 秀 行

欠席者 5名

1. 出席事務局職員

局 長
農地調整班長
農地調整班上席主査

加 藤 隆 輝
高 橋 絹 子
高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- | | | |
|-----|---------------|--|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について | |
| 第 2 | 議案第 2 0 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第 2 1 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |
| 第 4 | 議案第 2 2 号 | 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について |
| 第 5 | 議案第 2 3 号 | 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）に対する意見について |
| 第 6 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出書について |

会長 高橋 正尚 午前 9 時 4 9 分本委員会の閉会を告げた。

令和7年6月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年6月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時49分
5. 議事録署名委員 13番 佐々木 竜 孝
16番 細 井 千代文

●議 長 それでは、ただ今から令和7年第6回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、13番、佐々木委員、16番、細井委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第20号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第20号、申請番号48番から申請番号56番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号48番、千畑地区の田1筆、98㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は渡人の自宅から離れており、受人の自宅に隣接する農地のため譲渡するものです。面積も小さいことから、渡人の希望により対価はありません。

申請番号49番、千畑地区の田2筆、872㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、経営規模を縮小したく、自宅から遠い申請地を、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号50番、千畑地区の田2筆、687㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は渡人の自宅から遠いため、これまで、申請番号49番の渡人宅へ耕作をお願いしていました。その方が、隣接する農地を手放すことに合わせ、同じ受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号51番、千畑地区の田1筆、2,014㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により経営規模を縮小したいため、近隣を耕作する受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。申請番号52番、六郷地区の田4筆、2,596㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、農地中間管理事業の契約満了に伴い、これまでの受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号53番、仙南地区の田1筆、56㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外在住で、高齢により農地を手放したいため、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。続きまして、賃貸借権です。

申請番号54番、仙南地区の田1筆、1,029㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は、これまでの耕作者が急に耕作できなくなったため、近隣を耕作している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は、急な依頼であったため、今年1耕作ということで5か月間です。

申請番号55番、仙南地区の田5筆、21,679㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農用地利用集積計画による利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号56番、仙南地区の田2筆、1,180㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号55番と同じです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号48番から申請番号56番までの9件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第20号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号48番から申請番号56番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号48番から申請番号56番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号48番から申請番号56番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第20号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第21号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第21号、申請番号220番から申請番号229番までについて議

【 案書をもとに朗読、説明 】

始めに、公社特例事業による所有権移転です。

受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は7月29日です。

申請番号220番、六郷地区の田6筆、6,749㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで、渡人は高齢により農地を手放したく、農地中間管理事業の契約満了に伴い、これまで耕作していた受入へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号221番、六郷地区の田3筆、2,845㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで、合作地解消のため売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号222番、仙南地区の田4筆、4,332㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号223番、仙南地区の田1筆、2,795㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号224番、仙南地区の田9筆、17,616㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号225番、仙南地区の田2筆、3,117㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年8か月間です。

申請番号226番、千畑地区の田4筆、5,406㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年5か月間です。

申請番号227番、千畑地区の田1筆、997㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は8年7か月間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号228番、仙南地区の田1筆、2,006㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

渡人は体調不良により耕作できなくなったため、自作地を貸借するとともに、申請地も権利移転するものです。

申請番号229番、仙南地区の田1筆、1,059㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

合作地解消のため権利移転するものです。

申請番号220番から申請番号229番までの10件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているも

のと考えられます。以上です。

●議 長 議案第21号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号220番から申請番号229番までについて質疑を行います。質疑
ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号220番から申請番号229番ま
でについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号220番から申請番号229番ま
でについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第21号については原案のとおり許可決定いたしま
す。

●議 長 次に、日程第4、議案第22号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対す
る意見についてを上程し議題とします。

●議 長 暫時休憩します。

午前9時13分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前9時15分

●議 長 それでは、議案第22号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第22号について議案書をもとに朗読 】

●農地調整班長 説明については、農政課からいたします。

農政課職員 それでは、美郷農業振興地域整備計画変更（案）について説明させていた
だきます。

資料1ページをご覧ください。

今回申請があったのは、除外案件が6件です。1番から3番、6番につつま
しては一般住宅用地とすることを、4番、5番につつましては残土置き場、
資材置き場の事業用地とすることを目的としております。

資料2ページには変更申出地の全体位置図を掲載しております。

資料3ページから5ページにつつましては、県の事務取扱要領に基づき整備
したものを添付しております。

なお、各申出の内容の詳細につつましては、これから説明いたします。

まずは、申出番号1番について説明申し上げます。

資料は、6ページから11ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土
地所有者は、〇〇〇さんの父である〇〇〇さんです。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は210㎡、現況地目は畑となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、現在、妻とともに町外のアパートに居住してお
りますが、将来的なお子さんの誕生を見据えると、住宅が手狭になると感じ
られたことから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道に面している狭小な農地であることから、農地の集団化

や集積に支障がなく、あわせて本年3月に策定しました地域計画の達成にも支障を及ぼさないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、7ページから11ページに添付しております。申出番号1番についての説明は以上となります。

続きまして、申出番号2番について説明申し上げます。

資料は、12ページから17ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの父である〇〇〇さんです。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は485㎡、現況地目は畑となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、現在、妻と子の3人でアパートに居住しておりますが、お子さんの成長とともに、住宅が手狭であると感じるように感じられたことから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道に面している狭小な農地であることから、農地の集団化や集積に支障がなく、地域計画の達成にも支障を及ぼさないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、13ページから17ページに添付しております。なお、16ページ、17ページの現況写真をご覧くださいと、一定数の樹木が定植されているのがお分かりになると思います。

〇〇〇さんは造園業を営んでおり、この農地において、樹木の種苗を肥培管理して苗木を育てているということでした。昭和27年農林事務次官通達において、「肥培管理が行われていれば、苗圃（びょうほ：造園土木などの苗木を育成するための圃場）も農地である」と示されていること、また、今回の申し出を受けて、土地家屋調査士からも現地の評価を行っていただいております。「畑」であるとの評価をいただいていることを、ここでご報告申し上げます。

申出番号2番についての説明は以上となります。

続きまして、申出番号3番について説明申し上げます。

資料は、18ページから23ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんです。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は500㎡、現況地目は田となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、現在、妻と子とともに実家に居住しておりますが、お子さんの成長に伴い、住宅が手狭であると感じるようになったことから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道と宅地に面している狭小な農地であることから、農地の集団化や集積に支障がなく、地域計画の達成にも支障を及ぼさないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、19ページから23ページに添付しており

ます。申出番号3番についての説明は以上となります。

続きまして、申出番号4番、5番について説明申し上げます。

資料は、24ページから29ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんです。

変更申出地は、〇〇〇、同じく、〇〇〇の2筆で、変更申請面積はあわせて1,506㎡、現況地目は2筆とも田となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、美郷町のほか、大仙市、横手市を営業範囲としています。事業現場で発生する掘削土等の残土置き場と、ホイールローダー等の車両保管場所が不足してきたことから、新たな用地の取得を希望されております。

変更申出地は、町道と宅地に面していることから、農地の集団化や集積に支障はなく、地域計画の達成にも支障を及ぼさないと判断しております。

また、残土置き場、資材置き場への変更により、分断される水路や農地も存在しませんので、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。

変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については25ページから29ページに添付しております。申出番号4番、5番についての説明は以上となります。

続きまして、申出番号6番について説明申し上げます。

資料は、30ページから35ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの父である〇〇〇さんです。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は281.29㎡、現況地目は田となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、現在、妻と子とともに町外のアパートに居住しております。父の〇〇〇さんは農業を営んでおりますが、〇〇〇さんは農業を継ぐ意志があり、美郷町への転入を考えていることから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道に面しており、狭小な農地であることから、農地の集団化や集積には支障がなく、地域計画の達成にも支障を及ぼさないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、31ページ以降に添付しております。申出番号6番についての説明は以上となります。

本日の案件は以上となります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

●議 長

議案第22号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長

それでは、これより審議を行います。

議案第22号について質疑を行います。質疑ございませんか。

17番委員

申出番号4番、5番についてお聞きいたします。

目的が資材置き場とはありますが、面積が大きいので、資材置き場とした後、一般住宅を建てる予定についてはどうだったのか確認いたします。

農政課職員

〇〇〇さんの方に、担当から確認したところ、住宅建設の予定はなく、残土

置き場、資材置き場、冬期間除雪等の業務も行っているため、車両保管に使いたいということで確認しております。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時28分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時32分

- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第22号についての意見の答申ですが、妥当であると意見決定してもよろしいでしょうか。
【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第22号については、妥当であるとの意見を附して答申いたします。

- 議 長 次に、日程第5、議案第23号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

- 議 長 それでは、議案第23号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第23号について議案書をもとに朗読 】

- 農地調整班長 説明については、農政課からいたします。

- 農政課職員 それでは、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）について説明させていただきます。

美郷町の地域計画は、本年3月に策定いたしました。この地域計画の変更事由の一つとして挙げられているのが、先ほど説明させていただいた農振除外であります。国が示している変更マニュアルによると、農振除外の変更手続きを行う前に、地域計画から除外しておく必要があるということでしたので、今回の総会においてご審議いただく形となりました。

農振除外の申出を受け、地域計画の変更を要するのは、六郷地区、金沢西根地区、金沢地区の3地区でございます。

変更点は、それぞれの地域計画における農用地等の面積、担い手に関係する農地である場合は、一覧に掲載されている関係担い手の経営面積の変更となっております。

資料の方で、六郷地区の地域計画変更案につきましては、2ページから13ページ、金沢地区につきましては、14ページから21ページ、金沢西根地区につきましては、22ページから33ページに掲載しております。

農振除外の説明の際にも申し上げておりますが、集積や集約に支障のない規模の除外申出でありましたので、地域計画の達成には問題ないと判断しております。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）の説明は以上となります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議 長 議案第23号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。

議案第23号について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時35分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時36分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第23号についての意見の答申ですが、妥当であると意見決定してもよろしいでしょうか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第23号については、妥当であるとの意見を附して答申いたします。
- 議 長 暫時休憩します。 午前9時37分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時39分
- 議 長 次に、日程第6、報告第2号農地法第43条第1項の規定による届出書についてを事務局より報告願います。
- 農地調整班長 【 報告第2号について報告書をもとに朗読、説明 】
農作物栽培高度化施設に関する案件となります。
農作物栽培高度化施設についてですが、平成30年11月16日の基盤強化法の一部改正により、農地をコンクリートで覆って、上に農作物栽培高度化施設を設置する場合は、農地とみなされることとなりました。
今回の届出は、前回の総会で第3条賃貸借権の許可がされた農地です。
培養ハウス5棟、発生ハウス5棟、ストックヤードハウス1棟の施設設置を予定しており、参考資料1ページに位置図、2ページに配置図を添付しております。
この届出については、地区担当委員から現場を調査していただき、農地法施行規則第88条の3の各要件を満たしていると判断しております。
以上報告いたします。
- 議 長 報告第2号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、調査の報告をお願いします。
- 10番委員 報告第2号について調査のご報告をいたします。
現地を確認し調査いたしましたが、届出等の内容は、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 報告第2号の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、報告第2号について質疑ございませんか。
- 13番委員 前回の製造ハウスについては、あくまで転用許可申請ということですね。
- 農地調整班長 こちらの高度化施設の要件は、あくまでも栽培施設に関するものなので、製造施設は転用となり、高度化施設に該当しないということになります。
- 13番委員 今回は、高度化施設部分についての届出ということですね。
- 農地調整班長 こちらは届出だけとなり、農地のままということになります。

13番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。よって報告第2号については、原案のとおり承認いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和7年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時49分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年6月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 竜 孝

議事録署名委員 細 井 千代文